パトだより

\ちかわボランティアパトロール

第 8 号

平成26年12月25日発行

発 行:市川市 市民部 市民安全課 〒272-8501 市川市八幡1丁目1番1号 TEL 047-334-1129 FAX 047-336-8073

体

か件

罪减

種少

で

は

は

は

「ボランティアパトロール」とは、ジョギング、犬の散歩や買い物など、ちょっとした外出の際に、オレンジ色の帽子を身につけて、パトロール活動も兼ねてもらうことで犯罪を抑止して いくものです。

平成26年 市内の刑法犯認知件数 (平成26年1月~10月)

	<罪 種>	<件 数>	<前年同期比>
	凶悪犯	31	15
	粗暴犯	200	-27
窃盗犯	空き巣	243	37
	忍込み	102	51
	自動車盗	34	-62
	オートバイ盗	148	-92
	自転車盗	1,225	-250
	車上ねらい	205	-93
	ひったくり	27	-91
	その他窃盗	1286	219
	知能犯	115	-37
	風俗犯	19	-3
_	その他刑法犯	739	75
	総数	4,374	-258

をや 6 あ で 行 方 % 一き巣」や「忍 ŧ 注意が を 少 空き巣」や 拶ら 行う「 す。 種 も て 必 罪は、 市の い知 込み」等 忍込み」 内 防 が、 です。 す。 で 犯 ら る 起 活 間 こ れ審 **ത** が 動 に犯 っに て る こ 人 年た 思 人 加 が人 ح Ŋ のす が す の でれ 同べ 犯 留 て 観行 て 時 守 内 察を の ま 向 を る の 1 さや と犯 61 が 狙 犯 ル 時 れめ ま つ るる 件

IJ

※暫定値

お 利 し てまず 犯 振 いたは罪 IJ ま 詐 込 で 市 す て Ш だ 市 ح ま で 話 の 疑 は す も で お ま IJ は 金 中 込 の 対 ょ め 話 応 挨 が す 拶 欺

て 近 n なに の 起 た ば ど

て

め 欺 被

术

1

が

亦

に

登

年

4

さ

お

IJ

ボ

ラ パ

こんな手口にご用心 I

- ◇「電話番号が変わった」 嘘の番号を教えて、息子等に確認の 連絡をさせないようにします
- ◇「すぐにお金が必要」 慌てさせて、判断力を鈍らせてきます
- ◇「カードを預かる」 「暗証番号を教えて」 警察官や銀行関係者のふりをして電 話をかけてきます
- ◇「知り合いが取りに行く」 本当の息子ではないので、犯人は 顔を見せません

っに 犯 1 て強 18 月 で の 犯い 末 た 畤 現 め 0 在 の で 拡 た 活 2 を が 動 を 9 拡 7 る け 大 方 7 6 ま 付 が 名 中 けま が ま の 方 てょの

と犯

防

だ

す 体

IJ

ま

皆

が

域

市内の振り込め詐欺被害の推移

顔を見せません			をどを	に集め、は一被害	
市内の)振り込	め詐欺被害の推移		を	中が、防害
	件数	金額(約)		件数	金額(約)
H21	16	3, 984万円	H24	53	1億3, 991万円
H22	25	3, 357万円	H25	66	1億5, 560万円
H23	65	1億3, 376万円	H26	55	1億8, 511万円

※H26年は、10月末現在の数値

※裏面に「いちかわボランティアパトロール」実施要領を記載しましたので、改めてご一読ください。

『いちかわボランティアパトロール』

実施要領

1 活動目的

・住民自らがボランティアとしてパトロールを実施することにより、地域の犯罪に対する抑止 力を高めるとともに、自主防犯意識の向上や良好な地域コミュニケーションの醸成を図ること で、地域を犯罪のない安心なまちにすることを目的とする。

2 登録要件

- ・市内在住もしくは在勤・在学の18歳以上の方
- ・週1回以上活動できる方
- ・活動の目的に賛同いただける方

3 貸与物品

・パトロール用帽子・登録番号札(ワッペン)

4 活動内容

- ・登録者は市内での日常のジョギングや犬の散歩などちょっとした外出や通勤通学などの際、パトロール用帽子及び登録番号札を着用して、地域のパトロールを兼ねる。
- ・パトロール中は裏面の注意事項を遵守する。
- ・市が開催する防犯講習会などに積極的に参加する。
- ・年1回活動報告を行う。(報告は市から送付されるアンケートをもって行う。)

5 市の役割

- ・登録申込書を受理し登録者名簿を作成する。
- ・規定の物品を貸与する。
- ・防犯に関する講習会を開催する。
- 防犯に関する情報を郵送する。
- ・活動に関するアンケート及び活動継続の意思を確認する。
- 活動に対する傷害保険に加入する。
- ・3年以上継続して積極的にボランティアパトロール活動を実施した者で、その活動内容により、市の防犯活動に貢献した個人に対し感謝状を授与する。

6 免 責

・パトロールは自己責任において行うものとし、市はその責任を負わない。 但し、活動中に万が一事故があった場合は市が加入する保険を適用する。

7 脱退要件

- ・脱退の意思表示をした場合
- 登録要件を要失した場合
- ・不法行為などがあった場合
- ・パトロール6か条を守らない場合

8 事務局

・市川市 市民部 市民安全課 TELO47-334-1129 (直通)

※ 必ずよく読んで活動してください。

《注意事項》

- 登録事項などに変更が生じた場合は、すみやかに届出してください。
- 活動を脱退される場合、貸与物品(パトロール用帽子及び登録番号札)は返却をお願いします。
- ・パトロール中に発生した事故については、必ず事務局(市民部 市民安全課)に連絡してください。

【 パトロール6か条 】

- ① 活動の際は必ず帽子等を着用してください。なお、帽子等は他人に貸さないでください。 蛍光色の帽子等は着用者に対する視認性を高め、パトロールの実施を周知して犯罪を抑止する とともに、事故等の危険防止にも効果的です。
- ② 地域の方とあいさつを交わすように心掛けてください。 パトロールの中で住民相互のあいさつ・声かけを実践することにより防犯効果が高まるととも に、良好な地域コミュニケーションの醸成が図れます。
- ③ 危険な行為は絶対に行わないでください。

このボランティアパトロールは、パトロールする姿を見せて犯罪を抑止することを目的として います。自らの安全を第一に考えて無理をせず、事故や犯罪にまき込まれないよう十分注意して ください。

④ 犯罪などを目撃したときは、直ちに警察に通報してください。

パトロール中に次のようなことを目撃・発見した場合は110番で連絡します。

- 犯罪や事故
- 犯罪者として追跡されている者や行動、持ち物などの状況から犯罪者と思われる者
- ・ 泥酔者、行き倒れ、家出人、迷子、痴呆による徘徊者など、保護を必要とする者
- ・ その他の犯罪や事故に関係があると思われること etc...
- ⑤ 他人の人権や財産を侵害する行為はしないでください。

パトロールは住民による自主的な活動であり、警察官のように特別な権限が与えられている訳ではありません。個人のプライバシーなど、他人の人権や財産を侵害しないよう十分に配慮してください。

- ⑥ 特定の活動を行う際は、ボランティアパトロールはしないでください。
 - ・ 帽子を着用して営業活動等をすること
 - ・ 帽子を着用して市が依頼した以外のチラシ配布や広報活動等をすること etc...